

防府市一時預かり事業実施要綱

平成17年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児及び幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に保育を行う一時預かり事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施施設等)

第2条 事業を実施する施設及び事業所（以下「実施施設等」という。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所とする。

(委託)

第3条 市長は、事業を特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「設置者等」という。）に委託することができる。

(委託料)

第4条 前条の規定により事業を委託した場合は、予算の範囲内において、別表第1に定めるところにより委託料を支払うものとする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる乳児及び幼児に対する保育サービス
- (2) 保護者の傷病や看護等により、緊急一時的に保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育サービス
- (3) 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減などの私的な理由により保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育サービス

(実施要件)

第6条 事業の実施にあたっては、国が定める一時預かり事業実施要綱第4項に掲げるものを遵守しなければならない。

(実施手続)

第7条 設置者等は、事業の開始に当たって、児童福祉法第34条の12第1項の規定に基づき山口県知事へ届出を行わなければならない。

(利用期間)

第8条 事業の1月当たりの利用日数は、第10条第2号によるものを除き、原則として15日以内とする。ただし、利用する事由が第5条第1号及び第2号によるもので、一時預かり事業利用届出書（第7号様式）を提出し市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(実施日等)

第9条 事業を実施する日及び時間は、実施施設等における保育を実施する日及び時間の範囲内とする。

(実施方法等)

第10条 事業は、次の各号に掲げる類型により実施する。

(1) 一般型

ア 対象

防府市の住民基本台帳に記載された乳児及び幼児で保育所、幼稚園及び認定こども園等に通っていない、又は在籍していない、かつ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった者とする。ただし、里帰り出産、保護者の病気、災害救助法の適用となった市町村において被災し、防府市内に避難している等、市長が特に必要と認める者については、利用することができるものとする。

イ 実施場所

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所とする。

ウ 利用手続

事業を利用する保護者は、あらかじめ市長に一時預かり（一般型）利用申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

エ 費用負担

事業を利用する保護者は、市長に別表第2に定める利用料を支払わなければならない。

ただし、災害救助法の適用となった市町村において被災し、防府市内に避難している場合は、免除とする。

オ 実績報告

設置者等は、事業を実施した月ごとに一時預かり事業（一般型）実績

報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

また、事業を利用する児童が特別な支援を要する児童における障害児であり、かつ、別表第1に定める特別支援児童加算の適用を受ける場合は、障害児判定調書（第8号様式）を提出しなければならない。

なお、障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、又は、市長が別表第3及び4に定める障害児基準により、次の各号のいずれかに該当すると認定した2歳以上の児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。ただし、2歳未満の児童であっても、別表第5に基づき別表第3及び4に定める障害児の基準に該当すると市長が認定した児童については対象とする。

- ① 知的障害児
- ② 身体障害児
- ③ その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童

（2）幼稚園型

ア 対象

主として、特定教育・保育施設（保育所を除く。以下この号において「幼稚園等」という。）に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者とする。

イ 実施場所

幼稚園等とする。

ウ 利用手続

事業を利用する保護者は、あらかじめ事業を実施する幼稚園等に申し出なければならない。

エ 費用負担

事業を利用する保護者は、設置者等に別表第2に定める利用料を支払わなければならない。

オ 実績報告

設置者等は、事業を実施した月ごとに一時預かり事業（幼稚園型）利用実績報告書（第3号様式）及び事業年度の3月31日までに一時預かり事業（幼稚園型）実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

また、事業を利用する児童が特別な支援を要する児童における障害児であり、かつ、別表第1に定める基準額の(2)特別な支援を要する児童分により委託料の積算を行う場合は、障害児判定調書（第8号様式）を提出しなければならない。

なお、障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、又は、市長が別表第3及び4に定める障害児基準により、次の各号のいずれかに該当すると認定した満3歳以上の児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。

- ① 知的障害児
 - ② 身体障害児
 - ③ その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童
- (3) 余裕活用型
- ア 対象
- 第1号アに掲げる者とする。
- イ 実施場所
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないものとする。
- ウ 利用手続

事業を利用する保護者は、あらかじめ市長に一時預かり（余裕活用型）利用申込書（第5号様式）を提出しなければならない。

エ 費用負担

事業を利用する保護者は、市長に別表第2に定める利用料を支払わなければならない。

ただし、災害救助法の適用となった市町村において被災し、防府市内に避難している場合は、免除とする。

オ 実績報告

設置者等は、事業を実施した月ごとに一時預かり事業（余裕活用型）実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

また、事業を利用する児童が特別な支援を要する児童における障害児であり、かつ、別表第1に定める特別支援児童加算の適用を受ける場合は、障害児判定調書（第8号様式）を提出しなければならない。

なお、障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、又は、市長が別表第3及び4に定める障害児基準により、次の各号のいずれかに該当すると認定した2歳以上の児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。

ただし、2歳未満の児童であっても、別表第5に基づき別表第3及び4に定める障害児の基準に該当すると市長が認定した児童については対象とする。

- ① 知的障害児
 - ② 身体障害児
 - ③ その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童
- （利用の解除）

第11条 市長又は設置者等は、乳児若しくは幼児又は保護者が保育上の指示に従わない場合その他必要と認めた場合は、事業の利用を取り消すことができる。

（関係書類の整備）

第12条 設置者等は、事業に関する帳簿及び関係書類を整備し、事業を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（留意事項）

第13条 設置者等は、乳児及び幼児の健康状態の把握に努めなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が

別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1

事業類型	基準額
一般型	<p>(1) 利用時間（児童1人当たり日額）</p> <p>① 4時間以内 4,900円</p> <p>② 8時間以内 9,800円</p> <p>(2) 特別な支援を要する児童（児童1人当たり日額）（※1）</p> <p>① 特別支援児童加算（障害児・多胎児）3,900円</p>
幼稚園型	<p>事業実施に要した経費から保護者から収入徴収した利用料を控除した額と以下(1)及び(2)において積算した額の合計額を比較し低い額とする。</p> <p>(1) 利用時間（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）</p> <p>I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設</p> <p>① 平日 440円</p> <p>② 長期休業日（8時間未満） 440円</p> <p>③ 長期休業日（8時間以上） 880円</p> <p>II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設</p> <p>① 平日</p> <p>(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円</p> <p>※10円未満切り捨て</p> <p>② 長期休業日（8時間未満） 400円</p> <p>③ 長期休業日（8時間以上） 800円</p> <p>イ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）</p> <p>800円</p> <p>ウ 長時間加算</p> <p>I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p> <p>・超えた利用時間が1時間以上2時間未満 150円</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 超えた利用時間が2時間以上3時間未満300円 超えた利用時間が3時間以上450円 <p>II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 超えた利用時間が1時間以上2時間未満100円 超えた利用時間が2時間以上3時間未満200円 超えた利用時間が3時間以上300円 <p>(2) 特別な支援を要する児童分(障害児)(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平日分 4,000円 ②長期休業日 8,000円 ③休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 8,000円 <p>※対象者は(1)利用時間によるものと重複しないこと</p>
余裕活用型	<p>ア 基本分 2,600円(児童1人当たり日額)</p> <p>イ 特別支援児童加算(障害児・多胎児)(※1) 3,900円(児童1人当たり日額)</p>

(※1) 障害児が利用し、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合、又は、事業に係る利用定員を超える多胎児を受け入れ、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合に適用可能。

(※2) 特別な支援を要する児童が利用し、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合に適用可能。

別表第2

事業類型	利用時間	
	4時間以内	8時間以内
一般型	900円	1,800円
幼稚園型	設置者等が定める額	
余裕活用型	900円	1,800円

障害児の基準

種別	障害の程度		判定の方法
1 知的障害児	日常生活に差し支えない程度に身辺の事柄を処理することはできるが、抽象的な思考が困難であるもの(別表4「知的障害判定基準表」の4度以上)		療育手帳の所持の確認、専門医の診断、又は別表4「知的障害判定基準表」に基づく保育士全員の判定による。
2 身体障害児	視覚障害児	身体障害者障害程度等級表の6級以上の障害を有するもの	身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は嘱託医の判定による。
	聴覚障害児	身体障害者障害程度等級表の6級以上の障害を有するもの	
	肢体不自由児	身体障害者障害程度等級表の7級以上の障害を有するもの	
3 特別な介助その他心又は身に配慮を必要的な障害とする示し童	身体的に継続的な障害を示すもの	先天的又は後天的原因により身体諸機能の異常を示し、登園停止の必要は認めるほどではないが長期の生活規制を必要とするもの	専門医の診断、又は嘱託医の判定による。
	精神的に継続的な障害を示すもの	知能にはなはだしい欠陥は認められないが、性格のかたよりが著しく、そのため環境への適応が困難であるもの	専門医の診断、又は保育士全員の判定による。
	言語機能に継続的な障害を示すもの	発声又は発語が不完全で集団生活にさしつかえる程度の言語障害を示すもの	

注 1 「身体障害者障害程度等級表」とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表をいう。

2 この事業の対象となる児童のうち2歳未満児については、表中「判定の方法」欄を別表5により読み替える。

知的障害判定基準表

(0歳～6歳 就学前)

程度 領域	1度	2度	3度	4度	5度
知能測定値 (IQ)	知能指数及びそれに該当する指数が概ね20以下のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね21～35のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね36～50のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね51～70のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね71以上のもの。
保 健 面	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康に常に注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的に変調がある等のため、一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	特に配慮は必要ない。
行 動 面	行動上の障害が顕著で、常時付き添い注意が必要。	行動上の障害があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し、注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	特に配慮は必要ない。

(注) 行動上の障害とは、多動、自分を傷つける、物を壊す、拒食の問題等、本人が安定した生活を続けることを困難にしている行動を指す。

別表第5(第10条関係)

2歳未満児障害判定基準表

2歳未満児については、障害児の基準（別表第3）の判定の方法の欄を下記のとおり読み替える。

種別	障害児の基準（別表3）の判定の方法の欄の文言		読み替え後の文言
1 知的障害児	療育手帳の所持の確認、専門医の診断又は別表4「知的障害判定基準表」に基づく保育士全員の判定による。		療育手帳の所持の確認、専門医の診断又は1歳6か月児精神発達精密健康診査の判定結果による（軽度の障害の疑いがあると判定された児童のうち、特別な介助又は配慮を必要とすると認められたものを含む。）。
2 身体障害児	身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は嘱託医の判定による。		身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は1歳6か月健康診査において軽度の障害の疑いがあると判定された児童にあっては嘱託医の判定による。
3 その他心身に継続的な障害を示し特別な介助又は配慮を必要とするもの	のな 身 障 害 を 示 す も の	専門医の診断、又は嘱託医の判定による。	専門医の診断、又は1歳6か月健康診査において軽度の障害の疑いがあると判定された児童にあっては嘱託医の判定による。
	害を示すもの 機能に継続的または言語	専門医の診断、又は保育士全員の判定による。	専門医の診断、又は1歳6か月児精神発達精密健康診査の判定結果による（軽度の障害の疑いがあると判定された児童のうち、特別な介助又は配慮を必要とすると認められたものを含む。）。

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

(宛先) 防府市長

保護者

住 所 _____

(連絡のつきやすい電話： - - - - -)

氏 名 _____

(児童との続柄：)

一時預かり事業（一般型）利用申込書

防府市一時預かり事業実施要綱に基づき、保育の利用を申し込みます。

1 児童氏名 _____

男・女 (生年月日： 年 月 日 生)

2 住所 _____

3 利用日 年 月

日	日	日	日	日
日	日	日	日	日
日	日	日	日	日
日	日	日	日	日
日	日	日	日	日
日	日	日	日	日

4 理由

- ア 保護者の就労、就学等
 イ 保護者の病気、出産
 ウ その他

()

※理由が「イ」で、防府市に住民票のない方は下記に
帰省先についてご記入ください。（里帰り出産等）

住 所	
世帯主氏名	
世帯主と児童との続柄	
出産（予定）日	

施 設 名

一時預かり事業（一般型）実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

法人名

代表者名

（施設名 ）

このことについて、 年 月分の実績を別添のとおり報告します。

第3号様式（第10条関係）

一時預かり事業（幼稚園型）利用実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

法 人 名

代表者名

（施設名）

）

このことについて、 年 月分の実績を下記のとおり報告します。

1 通常期間（平日・休日）及び長期休業期間（休日）における利用実績

延べ 利用者数 (人)	内訳※2				実施 日数
	8時間以下	8時間を超え 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上	
平日					
休日 ※1					

※1 長期休業期間中の休日も含むこと

※2 一日の預かり時間（教育時間と一時預かり時間の合計）により区分すること

2 長期休業期間（平日）における利用実績

	延べ利用者数（人）※1								実施 日数
	5時間 未満	5時間 以上 6時間 未満	6時間 以上 7時間 未満	7時間 以上 8時間 未満	8時間 以上 9時間 未満	9時間 以上 10時間 未満	10時間 以上 11時間 未満	11時間 以上	
平日									
【該当する長期休業期間】 月 日 から 月 日まで									

※1 一日の預かり時間（教育時間と一時預かり時間の合計）により区分すること

3 特別な支援を要する児童の利用実績

（1）通常期間（平日）における利用実績

No	対象児童氏名	利用日数	No	対象児童氏名	利用日数
合計（延べ利用者数）					

(2) 長期休業期間（平日）における利用実績

No	対象児童氏名	利用日数	No	対象児童氏名	利用日数
合計（延べ利用者数）					

(3) 通常期間（休日）及び長期休業期間（休日）における利用実績

No	対象児童氏名	利用日数	No	対象児童氏名	利用日数
合計（延べ利用者数）					

注：特別な支援を要する児童が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育

従事者を配置する場合にのみ本欄を使用すること（基準以上の配置が無い場合は、上記1（通常期間）又は上記2（長期休業期間）に計上すること）

一時預かり事業（幼稚園型）実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

法人名

代表者名

（施設名 ）

このことについて、下記のとおり 年度分の実績を関係書類を添えて
報告します。

1 収入 円

2 支出 円

3 添付資料 収入及び支出の額に係る書類

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

保護者

住 所

（連絡のつきやすい電話： - - - - - ）

氏 名

（児童との続柄： ）

一時預かり事業（余裕活用型）利用申込書

防府市一時預かり事業実施要綱に基づき、保育の利用を申し込みます。

1 児童氏名 _____

男・女 (性別： 年 月 日生)

2 住所 _____

3 利用日 年 月

日	日	日	日	日
日	日	日	日	日
日	日	日	日	日
日	日	日	日	日
日	日	日	日	日
日	日	日	日	日

4 理由

- ア 保護者の就労、就学等
イ 保護者の病気、出産
ウ その他

()

※理由が「イ」で、防府市に住民票のない方は下記に
帰省先についてご記入ください。（里帰り出産等）

住 所	
世帯主氏名	
世帯主と児童との続柄	
出産（予定）日	

施 設 名

一時預かり事業（余裕活用型）実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

法人名

代表者名

（施設名 ）

このことについて、 年 月分の実績を別添のとおり報告します。

(宛先) 防府市長

保護者氏名 _____
(児童との続柄 : _____)

一時預かり事業利用届出書

一時預かり事業の利用が月15日を超えるため、添付書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

1 児童氏名 _____

2 利用が月15日を超えて必要な理由

続柄	氏名	理由（該当する理由に○）	添付書類 (保育認定申請をしている場合は不要)
		就労・就学・産前産後・その他	就労－雇用証明書・自営申立書等 就学－就学証明書 産前産後－母子手帳の写し その他－診断書等
		就労・就学・産前産後・その他	

※理由が「その他」の場合、理由を詳しく記入してください。

第8号様式（第10条関係）

障害児判定調書

施設名	
児童氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
入所年月日	年 月 日

上記の者は、下記により一時預かり事業における特別な支援を要する児童に該当すると判定します。

記

- 1 特別児童扶養手当支給対象児（証書記号番号）
 2 障害児の基準に該当

種別 (該当項目を○で囲むこと)	障害の程度
1 知的障害 2 視覚障害 3 聴覚障害 4 肢体不自由 5 身体的に継続的な障害 6 精神的に継続的な障害 7 言語機能に継続的な障害	
判定者職氏名	

- (注) 1 保育経過の記録写し、手帳の写し、医師の診断書等を添付すること。
 2 「障害の程度」欄は、障害の程度及び特別な配慮等を要する理由を具体的に記入すること。
 3 障害児の判定が保育士全員により行われた場合の判定者職氏名は、当該児童の保育に直接従事している保育士等の職氏名の記入で足りる。

別添

年 月 分

施設名

※利用時間は該当する方に○をして下さい。

※特別支援児童加算の欄は、以下のいずれかに該当する場合に○をしてください。

- ①障害児が利用し、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。
 - ②事業に係る利用定員を超え多胎児を受け入れ、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。

※利用料金は4時間以内の場合は900円、4時間超の場合は1,800円と記入して下さい。